

共同生活援助事業所 ひだまり
生産性向上委員会 運用指針

(2026年4月)

〔株式会社そるーな〕

共同生活援助事業所 ひだまり

〔北海道北見市東相内町 584 番地 5〕

0157-33-3052 (男性棟) 0157-33-3056 (女性棟)

生産性向上委員会 運用指針

第1章 総則

(目的)

本指針は障がい福祉サービスの質を維持・向上させながら、職員の業務負担軽減および働きやすい職場環境の整備を図ることを目的として、生産性向上の取組について定めるものである。障がい福祉分野における生産性向上とは、単なる業務効率化ではなく

- ・ 利用者への支援の質の向上
- ・ 職員の負担軽減
- ・ 働きやすい職場環境の整備

を同時に実現する取組である。

当事業所では「一人でも多くの利用者に質の高い支援を届ける」という理念のもと、生産性向上の取組を継続的に実施し、障がい福祉の価値を高めていくことを目指す。

第2章 生産性向上委員会

(委員会の設置)

事業所における業務改善および職場環境改善を推進するため、生産性向上委員会を設置する。

(委員会の目的)

委員会は次の事項を目的として活動する。

- 1 業務の効率化
- 2 支援の質の向上
- 3 職員の負担軽減
- 4 働きやすい職場環境の整備
- 5 ICT 活用による業務改善

(委員会の構成)

委員会は次の職員で構成する。

- 委員長 管理者
- 副委員長 サービス管理責任者（支援リーダー）
- 委員 看護師
- 委員 支援員

その他必要に応じて委員を追加することができる。

(開催)

委員会は3か月に1回以上開催する。

また、必要に応じて臨時開催することができる。

第3章 委員会の業務

委員会は次の事項について検討および実施する。

(1) 業務改善の推進

業務の効率化および支援の質の向上を図るため、次の取組を実施する。

- ・ 業務内容の見える化
- ・ 業務手順の整理
- ・ 業務の標準化
- ・ 役割分担の明確化
- ・ 手順書の整備

(2) ICTの活用

業務効率化および情報共有の円滑化のため、ICTの活用を推進する。

主な取組は次のとおりとする。

- ・ Chromebook等のICT機器の活用
- ・ 支援記録の電子化
- ・ Googleフォーム等による情報収集
- ・ Googleチャット等を活用した情報共有
- ・ NAS等を活用したデータ共有および文書管理
- ・ 各種帳票様式の電子化

これにより

- ・ 転記作業の削減
- ・ 記録業務の効率化
- ・ 情報共有の迅速化を図る。

(3) 情報共有の仕組みづくり

支援の質を維持するため、職員間の情報共有の仕組みを整備する。

主な取組

- ・ 職員間の情報共有ツールの活用
- ・ 業務連絡のデジタル化
- ・ 支援情報の共有ルールの整備

(4) 職場環境の整備

働きやすい職場環境の整備のため、次の取組を行う。

- ・ 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）
- ・ 作業環境の見直し
- ・ 備品および設備の点検

(5) 職員の負担軽減

職員の身体的・精神的負担を軽減するため

- ・ 業務内容の見直し
- ・ 勤務体制の見直し
- ・ 休憩時間の確保等について検討する。

(6) 職員研修

生産性向上の取組を推進するため、職員に対して研修を実施する。

研修は年2回以上実施する。

第4章 生産性向上の取組手順

当事業所では、業務改善を次の手順で実施する。

(1) 課題の把握

現場の課題を把握するため

- ・ 職員アンケート
- ・ 課題発見シート
- ・ 業務時間の見える化等を活用する。

(2) 課題の整理

把握した課題について

- ・ 重要度
- ・ 緊急度
- ・ 改善効果を踏まえ優先順位を決定する。

(3) 改善計画の作成

改善する課題について

- ・ 取組内容
- ・ 担当者
- ・ 実施期間を定め、改善計画を作成する。

(4) 改善の実施

改善活動は、小さな改善から実施することを基本とし、現場の職員の意見を取り入れながら実施する。

(5) 評価

改善活動の結果について

- ・ 効果
- ・ 課題
- ・ 改善点を整理する。

(6) 見直し

改善結果を踏まえ

- ・ 新たな課題の整理
- ・ 改善計画の見直しを行う。

(7) 継続的改善

改善活動は PDCA サイクル（計画→ 実施→ 評価→ 改善）を回しながら継続的に実施する。

第5章 指針の公表

本指針は、事業所内に備え付け、利用者および家族から求めがあった場合は閲覧できるようにし、また、必要に応じてホームページ等で公表する。

第6章 参考

本指針は、厚生労働省「障がい福祉分野における生産性向上ガイドライン」を参考に作成している。

附則 この指針は

令和 7年 4月 1日 施行

令和 8年 4月 1日 改訂

